

# 法人様自動車貸渡契約書（貸渡証）

（新規 ・ 継続 ・ 入替）

契約日 / 年 月 日

（新規 ・ リビート） 会員No ( )

No -

前回貸渡契約内容に記載した情報と同じ

お客様記入欄	フリガナ	
	法人名	
	ご住所	〒 -
	ご連絡先	
	フリガナ	
	代表者名	
	部署・支店	
	ご住所	〒 -
	フリガナ	
	ご担当者名	
ご連絡先		

貸出期間		
ご利用日数	日間	
	料金(貸渡時)	追加料金(返還時)
基本料金	円	円
ハイシーズン	円	円
基本料金合計	円	円
オプション	CDW (事故免責補償制度)	円
	スタットレス	円
	( )	円
	配車・引取金額	円
オプション料金合計	円	円
燃料代	円	円
車両補償料	円	円
免責負担金	円	円
ノンオペレーションチャージ	円	円
( )	円	円
貸渡料金合計	円	円
支払方法	現金 ・ カード ・ web決済 ・ 銀行振込	現金 ・ カード ・ web決済 ・ 銀行振込
支払日	/ /	/ /

お客様記入欄	お名前		
	ご住所	〒 -	
	ご連絡先		
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	
	免許証情報	番号	
		条件	
		種類	大型 中型 普通 大特 大自二 普通二 小特 原付 け引 大ニ 中ニ 普ニ 大特ニ け引ニ
	取得日	昭和 ・ 平成 年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
	副運転者	CDW(加入・非加入)	連絡先
副運転者	CDW(加入・非加入)	連絡先	
利用目的		目的地	

再契約 1回目	再契約 2回目
入金日	入金日
契約満了日	契約満了日
確認者	確認者
/ /	/ /
印	印

再契約 3回目	再契約 4回目
入金日	入金日
契約満了日	契約満了日
確認者	確認者
/ /	/ /
印	印

※再契約は当店に再契約をする旨を連絡し、了承を得た後、契約満了日までに貸渡料金をお支払いいただくことにより同一貸渡内容で再契約に応じさせていただきます。

担当者	貸渡	返還
	年 月 日	年 月 日

スタッフ記入欄	車名		車検有効期限	年 月 日
	登録番号	わ		
	クラス		料金クラス	
	装備		出発時メーター	k m
	貸渡場所			
	返却場所			
	返還時確認	帰着日時	年 月 日	:
		帰着時メーター	k m	走行距離 k m
		事故等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )	

<振込先>


※振込手数料は、ご負担くださいますようお願いいたします。

※上記借受人及び副運転者以外のレンタカー運転できません。上記記載者以外の方が無断で運転し、事故を起こされた場合は自動車保険の適用が出来なくなり、また車両修理金額負担に加えNOCを請求させていただきます。

※レンタカー契約及びレンタカー規約、貸渡約款に同意し、厳守いたします。

※本書は必ず携帯し、警察官または運輸出庫の請求があった場合は提示しなければなりません。

※事故や故障が発生した場合は、事故の脱免を妨げ、負傷者の安全を確保した上で、直ちに当店に連絡してください。

※貸渡期間が2日間以上になる場合は、借入付けの日業点検表に従って、毎日点検を実施してください。

【貸渡人】

私(借受人)はひまわりレンタカーより車両を借りるにあたり、契約内容及び貸渡約款、レンタカー規約に同意を厳守することを約束します。

住所 \_\_\_\_\_

借受人 \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_

## 【レンタカー規約】

**<届出の義務>**契約時の届出事項（自動車貸渡契約書記載事項・免許証等）に変更があった場合、速やかに当店に届けていただきます。

**<貸渡料金の支払いについて>**(1)レンタカー料金は如何なる理由に関わらず前納制となります。

(2)レンタカー料金のお支払方法は、現金若しくはクレジットカード・web決済・銀行振込（振込手数料は借受人負担となります。）となります。

(3)レンタカー料金は如何なる理由に関わらず御返金はいたしかねます。

**<貸渡契約について>**(1)貸渡契約の締結にあたり借受人及び運転者の免許証及び健康保険被保険者証をご提示願います。ご提示できない借受人は、当店の承諾を得た場合に限り健康保険者証以外の現住所が確認できるものでも貸渡契約が締結できるものとします。

(2)緊急連絡先として借受人以外の携帯電話番号及び職場・学校・ご家族のご連絡先を告知いただきます。

(3)レンタカーの貸渡後の借受機関の変更はできないものといたします。但し、自動車貸渡契約終了日迄に当店に再契約をする旨を連絡した後、貸渡料金を契約終了日迄に支払うことにより同一の自動車貸渡契約内容で再契約に応じさせていただきます。(更新日が土・日・祝祭日と重なる場合は、翌平日(PM3:00)迄にお支払いください。)

(4)借受条件の変更及び再契約については貸渡家業務に支障が生じるときは、その変更及び再契約を承諾しないことがあります。

(5)長期契約についても24時間単位でのご契約となります。※1か月の単位は30日間となります。

**<返還日時の超過>**(1)レンタカーの借受期間を超えて交換する場合は事前に当店に承諾を得てください。なおその場合は料金表に定める超過料金を返還時にお支払いいただきます。

(2)当店の承諾を得ることなく無断で借受期間を超え返還した場合は貸渡契約違反となり、料金表に定める超過料金に加え、超過した時間に応じた超過料金×200%の違約料金を支払うものとします。また、これにより発生する損害は全て借受人の負担となります。

**<強制引き上げについて>**(1)以下に該当する場合はレンタカーを強制的に引き上げさせていただきます、引き上げ日までの超過料金及びレンタカーの引き上げにかかる一切の費用(レッカー費用・鍵交換費用・レンタカー検索費用・事務処理費用など)をお支払いいただきます。

-1 借受期間迄にレンタカーの返還がなかった場合 -2 貸渡料金の支払いが確認できない場合 -3 道路交通法の違反に対して罰則等の処理が済んでいない場合 -4 連絡先等の変更の届け出がなかった場合 (2)積載されている借受人及び運転者の荷物は引き上げから24時間迄は車両に保管し、その後、保管場所に移動し7日間迄は保管し引き取りが無い場合は廃棄処分いたします。積載されている荷物に対しての如何なる抗議についても当店は一切受け付けませんので予めご了承ください。(3)強制引き上げに応じない場合、妨げる行為があった場合、盗難扱いとして警察に届けます。

**<管理責任・日常点検整備>**(1)借受期間が2日以上となる場合はレンタカーに備え付けの日常点検表に従い日常点検を行ってください。日常点検整備を怠る事による故障等にかかる修理費用及びレッカー費用は、全額借受人及び運転者負担となります。(2)車両のメーターパネル付近のランプ灯火及び、異音・異臭等あった場合は速やかに走行を停止し当店に連絡ください。これを怠ったことによる故障及び事故発生の場合、修理費用及びレッカー費用は全額借受人及び運転者負担となります。

**<違法駐車の場合の措置等>**(1)違法駐車及び放置駐車違反の連絡を警察等から受けた場合、借受人若しくは違反した本人は速やかに警察に出頭していただき、直ちに自ら違法駐車及び放置駐車違反に係る反則金を納付し、違法駐車及び放置駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用一切を負担するものといたします。(2)違法駐車及び放置駐車違反処理の状況を交通反則告知と納付書、領収書により確認するものといたします。駐車違反処理をされない場合、また処置前に返還された場合、反則金を納付していない場合は駐車違反違約金として25,000円をお支払いいただくとともに放置駐車違反をした事実及び警察署等に届出、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当店所定の文書(「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。※駐車違反違約金25,000円は駐車違反に関わる処理を全て終えた場合、返金いたします。

**<事故等の届出及び報告義務、ロードサービスの手配について>**(1)衝突・接触・盗難・震災等如何なる事故が発生した場合、直ちに警察に届けるとともに同時に当店にも報告の上、車両の損害確認のため当店まで車両をお持ちください。報告義務を怠り、レンタカーの利用を続けた場合や返還した場合、貸渡契約違反とさせていただきます。

(2)故障・車両トラブルがあった場合は営業日の9:00~19:00は当店へ直接ご連絡ください。営業時間外・休業日においては直ちに車両の使用を停止していただき、翌営業日の営業時間内に改めてご連絡ください。(3)ロードサービスは別紙規定の範囲内に限りロードサービスをご利用いただけます。ロードサービス適用範囲外については有料となり如何なる場合も借受人の負担になります。

(4)当店指定ロードサービス以外を手配した場合、当店は一切の費用及び責任を負いません。又、その際にかかる費用は手配先の料金及び規約に借受人は従い支払いを行っていただきます。

**<レンタカーの汚損・臭気等>**レンタカーを通常の使用以外により汚損・臭気があり当店がそのレンタカーを営業上利用できなくなった場合は20万円+ノンオペレーションチャージ(※以下NOC)をご請求させていただきます。※禁煙車については喫煙禁止となります。喫煙が発覚した場合、NOC+清掃代(2万円)をご請求いたします。

**<ベット等の乗車禁止>**ベットの乗車は禁止いたします。ベットの乗車が発覚した場合、清掃料金として10万円+NOCをご請求させていただきます。

**<自動車保険・補償・CDW・NOC等>**(1)損害保険契約及び当店の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

-1 対人補償・無制限(自動車損害賠償責任保険を含む) -2 対物補償・無制限(免責金額5万円) -3 車両補償・補償なし -4 人身傷害補償:1名につき3,000万円(保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。貸渡約款及び規定に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。)(2)レンタカーによる事故で自動車保険を適用した場合は、事故の大小に関わらず、1事故免責額5万円を当店に速やかに納めていただきます。レンタカー車両破損については車両補償料を速やかに納めていただきます。(3)車両補償料は自走して返還された場合は1事故補償額5万円、左記以外の場合は1事故補償額10万円となります。※当て逃げ・飛び石等、盗難、借受人の責任でない事故及び、認識していない事故で車両を損傷した場合でも自損事故扱いとなり、上記記載の事故補償額(5万円若しくは10万円)を速やかに納めていただきます。(4)重過失(わき見運転等前方不注意の事故を除く、法令違反・貸渡契約違反・居眠り運転・無免許運転・30km/h以上の速度超過・酒気帯び運転等)による事故を起こした場合は、自動車保険が適用できる他、レンタカー車両を全額弁償に加え、営業補償及び過失損害金20万円をお支払いいただきます。(5)わき見運転等前方不注意(追突事故)における事故においては追突損害金として⑤万円をお支払いいただきます。(6)CDWに加入されている場合は、(2)、(3)の1事故免責及び1事故補償額が免除されます。※NOC

・追突・重過失及びレッカー料金については免除されませんのでご注意ください。また同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。(貸渡契約の途中加入、途中解約はできません。)\*CDWについては貸渡借受人のみの適用となります。複数人が運転される場合は貸渡契約時にCDW加入のお申し込みが必要となります。(7)CDWは下記に当てはまる方は加入することができません。

-1 自動車運転免許証を取得して1年未満の場合 -2 21歳未満、70歳以上の場合 -3 過去に当店で事故を起こしたことがある場合 -4 その他、当店が不適当とした場合

(8)自動車保険は自動車保険貸渡契約が締結済みの場合のみ適用させていただきます。(9)事故等を起こした場合、過失の有無にかかわらず、NOCを速やかに納めていただきます。(過失0でも発生する場合があります。)\*また借受人の責任においての故障等によりレンタカーが使用できなくなった場合においても自損事故扱いとなり、事故免責・補償額及びNOCの対象となります。NOCは自走して当店で返還された場合は「3万円」、左記以外の場合は「5万円」となります。(レッカーりょうきんも規定料金を借受人に負担していただきます。)

**<走行距離制限>**レンタカーは24時間300km、1週間1,500km、14日~30日迄は3,000kmの走行距離制限がございます。左記走行処理を超えて走行された場合は、1km×10円(例:3,500km走行の場合【500×10=5,000円】)の追加料金を請求いたします。

**<クレジットカード決済>**ひまわりレンタカーでは必要に応じて、ご予約時またはご出発時に有効なクレジットカードの写しを取らせていただくことがあります。以下に当てはまる場合、クレジットカードから相当額を引き落とすことに承諾いただきます。

・キャンセル料(無断キャンセル料) ・貸渡約款及びレンタカー規約に記載されている料金の支払いが滞った場合 ・その他、借受人及び運転者の行動によって当店が何らかの損害を被った場合

**<デポジット>**デポジットが必要になる場合があります。

**<ナビ・ETC等の破損、紛失の措置>**オプション(ナビ、ETC等)の破損、紛失された場合は修理代を実費ご請求いたします。

**<JAFカードの取扱い>**車両返還時、当店への返還下さい。又、紛失や破損については1枚当たり4,000円をご請求いたします。

**<鍵等の紛失の措置>**借受期間中に鍵を紛失された場合は、鍵代として通常の鍵の場合、5,000円+配送料、その他(スマートキー等)は鍵実費+配送料が別途必要となります。鍵の作成には時間がかかる場合がございます。また受け取りは借受人が当店でお願いいただき受け渡しをさせていただきます。

**<返還時の燃料について>**燃料については満タンで返還していただきます。返還時にはレシート又は領収書をお持ちください。燃料が給油されていない場合は下記料金を現金でお支払いいただきます。※ガソリンメーターが半分より上で満タンよりも少ない場合…a.軽自動車:2,500円 b.普通車:4,000円 ガソリンメーターが半分より下の場合…a.軽自動車:5,000円 b.普通車:8,000円

**<禁止行為>**禁止行為(貸渡約款ご参照ください。)に示された行為が発覚した場合、貸渡契約違反とさせていただきます、レンタカーを直ちに返還いただくとともに損害賠償を請求いたします。

**<貸渡約款・レンタカー規約違反>**借受人及び運転者が貸渡約款及びレンタカー規約を違反した場合、貸渡契約違反とし、直ちに貸渡契約を解除し、レンタカーの返還を請求いたします。

貸渡契約違反があった場合はCDWが適用外とさせていただきます、万が一事故があった場合、自動車保険の適用を断らせていただく場合もございます。また車両を損傷した場合、修理代及び営業補償等の実質損害金をお支払いいただきます。

**<レンタカーを使用によるトラブルに対する措置>**借受人及び関係者如何なる業務上、精神上、個人的なトラブルについて当店は一切の責任を負いません。又損害賠償のご請求等はできないものとさせていただきます。